| | |
|---|---|
| 明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。<br>［イ～ハ　略］<br>ニ　イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が告示で定める方法<br>［二　略］<br>［２　略］ | ［イ～ハ　同上］<br>ニ　イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が認めるもの<br>［二　同上］<br>［２　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。